

(請求人様)

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成30年 3月 5日に提出された29監特第63号の名古屋市職員措置請求（以下「請求A」という。）及び29監特第64号の名古屋市職員措置請求（以下「請求B」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

請求A及び請求Bは、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

請求Aは、平成29年11月24日に入札公告された国際会議場屋根付歩廊整備事業について、発注仕様書に「構造体の耐用年数は60年とする」「材料は透光性が高いものを用いる」とあるところ、60年間高い透光性を維持するためには多大な費用が必要となり、維持管理費の比較検討なしに契約を行うのは不適切であることから地方自治法第 2条第14項及び地方財政法第 4条第 1項に違反すると主張し、契約の中止など必要な措置を求めるものと思料される。

請求Bは、平成29年11月24日に入札公告された国際会議場屋根付歩廊整備事業について、全国的に頻発するキャリーバッグの事故を防止するため、請求人がキャリーバッグ使用者のエスカレーター利用禁止を検討しており、利用禁止となった場合には当該屋根付歩廊を延伸する必要がある、工事費が大幅な増額となることから地方自治法第 2条第14項及び地方財政法第 4条第 1項に違反すると主張し、契約の中止など必要な措置を求めるものと思料される。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示してなければならないとされている。

請求A及び請求Bについては、いずれも請求人の意見を述べているものであって、財務会計上の行為自体の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、請求A及び請求Bは、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)